

「懲戒処分の公表について」

奈井江町職員の懲戒処分等の公表基準第6条の規定により、当町職員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

1 被処分職員

所属 建設環境課付

職名 主幹

年齢 57 歳

2 懲戒処分等の内容

減給（3 月間給料月額 10 分の 1 の額）

3 懲戒処分の理由

派遣先における勤務時間中、令和7年4月頃からの半年間にわたり、特に令和7年8月19日から同年9月26日までの間に合計3,057分、職務とは関係ないwebページの閲覧を行ったことにより、職務に専念する義務に違反し、及び職務を怠ったことにより、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の事実があったことから、地方公務員法第29条の規定に基づき、上記のとおり懲戒処分を行いました。

4 処分日

令和7年11月1日